

広島県告示第八百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が江田島市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、江田島市長から届出があった。

平成二十二年十月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄	位 置	面 積	下 欄
	江田島市沖美町美能字亀原七八二の一二から同七八二の一一を経て同字鶴原八三三の一〇に至る間の地先		